

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 改正する目的

不燃物処理手数料の額を改定するとともに、本組合が設置する可燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料を定め、併せて所要の整備を行うためである。

2 改正する内容

- (1) 不燃物処理手数料の額について改正を行うこと。（別表2の項関係）
- (2) 本組合が設置する可燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料を定めること（別表3の項（新設）関係）
- (3) 可燃物処理手数料を定めること等に伴い所要の整備を行うこと。（第3条関係及び第4条第1項関係）

3 施行期日

- (1) 令和3年4月1日
別表2の項中の改正規定等（不燃物処理手数料の額の改正等）
- (2) 令和4年7月31日までににおいて鳥取県東部広域行政管理組合規則で定める日
第3条第1項の改正規定、第4条第1項の改正規定及び別表中23の項を24の項とし、3の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、2の項の次に1項を加える改正規定（可燃物手数料を定めること等）

4 経過措置（不燃物処理手数料の改定関係）

改正後の鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例別表2の項の規定は、令和3年4月1日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 手数料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法により徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項の規定により鳥取県東部広域行政管理組合（以下「組合」という。）が設置する不燃物処理施設又は可燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理手数料（以下「一般廃棄物処理手数料」という。） </td> <td> 搬入の際に徴収する方法。ただし、<u>管理者が特別な理由があると認めるとき</u>は、後納とすることができる。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>(手数料の減免等)</p> <p>第4条 組合の不燃物処理施設又は可燃物処理施設に、組合を組織する市町自らが一般廃棄物を搬入する場合又は当該市町が委託により搬入する場合には、一般廃棄物処理手数料を徴収しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> 2 不燃物処理手数料 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により組合が設置する不燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料 </td> <td> 搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき 390円 </td> </tr> <tr> <td> 3 可燃物処理手数料 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により組合が設置する可燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料 </td> <td> 搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき 120円 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4～24 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	方法	(略)	(略)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項の規定により鳥取県東部広域行政管理組合（以下「組合」という。）が設置する不燃物処理施設 又は可燃物処理施設 に搬入される一般廃棄物の処理手数料（以下「 一般廃棄物処理手数料 」という。）	搬入 の際に徴収する方法。ただし、 <u>管理者が特別な理由があると認めるとき</u> は、 後納とすることができる。	(略)	(略)	種類	金額	1 (略)	(略)	2 不燃物処理手数料 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により組合が設置する不燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料	搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき 390円	3 可燃物処理手数料 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により組合が設置する 可燃物処理施設 に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料	搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき 120円	4～24 (略)	(略)	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 手数料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法により徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項の規定により鳥取県東部広域行政管理組合（以下「組合」という。）が設置する不燃物処理施設_____に搬入される一般廃棄物の処理手数料（以下「不燃物処理手数料」という。） </td> <td> 処理の申出の際に徴収する方法。ただし、組合を組織する市町の一般廃棄物収集運搬業者のうち管理者が特別な理由があると認める者については、後納することができる。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定による不燃物処理手数料を徴収したときは、計量票兼領収書を発行する。</p> <p>(手数料の減免等)</p> <p>第4条 組合の不燃物処理施設_____に、組合を組織する市町自らが一般廃棄物を搬入する場合又は当該市町が委託により搬入する場合には、不燃物処理手数料を徴収しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td> 2 不燃物処理手数料 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により組合が設置する不燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料 </td> <td> 搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき 370円 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3～23 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	方法	(略)	(略)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項の規定により鳥取県東部広域行政管理組合（以下「組合」という。）が設置する不燃物処理施設_____に搬入される一般廃棄物の処理手数料（以下「 不燃物処理手数料 」という。）	処理の申出 の際に徴収する方法。ただし、 組合を組織する市町の一般廃棄物収集運搬業者のうち 管理者が特別な理由があると認める 者について は、後納 する ことができる。	(略)	(略)	種類	金額	1 (略)	(略)	2 不燃物処理手数料 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により組合が設置する不燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料	搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき 370円	(新設)	(新設)	3～23 (略)	(略)
区分	方法																																				
(略)	(略)																																				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項の規定により鳥取県東部広域行政管理組合（以下「組合」という。）が設置する不燃物処理施設 又は可燃物処理施設 に搬入される一般廃棄物の処理手数料（以下「 一般廃棄物処理手数料 」という。）	搬入 の際に徴収する方法。ただし、 <u>管理者が特別な理由があると認めるとき</u> は、 後納とすることができる。																																				
(略)	(略)																																				
種類	金額																																				
1 (略)	(略)																																				
2 不燃物処理手数料 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により組合が設置する不燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料	搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき 390円																																				
3 可燃物処理手数料 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により組合が設置する 可燃物処理施設 に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料	搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき 120円																																				
4～24 (略)	(略)																																				
区分	方法																																				
(略)	(略)																																				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項の規定により鳥取県東部広域行政管理組合（以下「組合」という。）が設置する不燃物処理施設_____に搬入される一般廃棄物の処理手数料（以下「 不燃物処理手数料 」という。）	処理の申出 の際に徴収する方法。ただし、 組合を組織する市町の一般廃棄物収集運搬業者のうち 管理者が特別な理由があると認める 者について は、後納 する ことができる。																																				
(略)	(略)																																				
種類	金額																																				
1 (略)	(略)																																				
2 不燃物処理手数料 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により組合が設置する不燃物処理施設に搬入される一般廃棄物の処理に関する手数料	搬入物の重量10キログラム（10キログラムに満たない端数があるときは、10キログラムとする。）につき 370円																																				
(新設)	(新設)																																				
3～23 (略)	(略)																																				